

藤沢市契約業務に対する働きかけに関する対応要領

制 定 平成16年7月1日

(目的)

第1条 この要領は、藤沢市（以下「市」という。）の入札・契約業務の透明性・公正性を確保するため、市に勤務する職員（地方公務員法第3条第2項に規定する職員をいう。以下「職員」という。）に対して行われる特定の者の利益を目的とした口利き・働きかけ等（以下「働きかけ」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象となる働きかけ)

第2条 対象となる働きかけは、職員への次の各号に該当する行為とし、それを行う全ての者を対象とする。

- (1) 特定業者への指名競争入札参加に関する依頼行為
- (2) 公表前における設計金額、予定価格、最低制限価格、調査基準価格に関する情報聴取行為
- (3) 公表前における発注に関する情報聴取行為
- (4) 公表前における入札参加者に関する情報聴取行為
- (5) 下請参入に関する元請業者へのあっせん依頼行為
- (6) その他公表前の入札・契約・検査に関する情報聴取行為

(対象としない働きかけ)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する行為は働きかけの対象としない。

- (1) 陳情書、要望書等書面によるもの。
- (2) 公然の前で、明らかに営業行為・社交辞令の範疇で行われたもの。
- (3) 単に事実又は手続きの確認であることが明らかなもの。

(情報公開と報告書の作成)

第4条 働きかけを受けた職員は、当該働きかけの内容を別に定める報告書により所属長又は当該職員を管理監督する地位にある職員（以下「管理監督職員等」という。）へ報告しなければならない。

2 報告を受けた管理監督職員等は、入札・契約業務の公正性を損なわないよう働

きかけを受けた職員への適切な指示を行うものとする。

3 管理監督職員等は、働きかけの内容、及びその対応について市長に報告するものとする。

4 前3項は、藤沢市情報公開条例に基づき公開するものとする。

(対応措置)

第5条 市長は、前条による報告があった場合、次の処置をとることができる。

1 働きかけを行った者が、職員以外の場合は、文書において改善要請を行う。

2 働きかけを行った者が、職員の場合は、地方公務員法・藤沢市職員服務規程・藤沢市職員倫理規程に基づいた処分を執るものとする。

3 前2項の他、働きかけの目的において利益を得る特定の者（業者）が明らかでその者が市の競争入札参加登録業者の場合は、当該業者を指名停止要綱により指名停止処分とする。

(その他)

第6条 藤沢市不当行為等の対策に関する要綱（平成15年12月1日制定）第2条に定める「不当行為等」に該当する場合は、当該要綱において対応するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成16年7月1日から施行する。

働きかけ報告書

期 日	年 月 日 () 時 分		
場 所		方 法	口頭 電話 その他 ()
応対者氏名	所属	職	氏名 (印)
相手方氏名			
働きかけの内容			
働きを受けた職員の応対内容			
所属長等（管理監督職員等）への報告日時		年 月 日 () 時頃	
管理監督職員等の指示事項			

上記のとおり報告します。			年 月 日
			所属 _____
			補職 _____
市 長	副 市長	部 長	氏名 _____ (印)

